

保育所型認定こども園
指導監査セルフチェックリスト
(令和8年度)

【 目 次 】

施設運営	(設問①～⑨)	...	4
職員体制	(設問①～⑱)	...	7
安全対策	(設問①～㉑)	...	12
保健衛生	(設問①～⑨)	...	16
教育・保育	(設問①～⑨)	...	17
食事の提供	(設問①～⑱)	...	19
職員処遇	(設問①～⑫)	...	23

【 根 拠 法 令 等 （ 略 称 ） 】

○法令

略称	正式名称	公布等年月日
児童福祉施設設備運営基準	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準	昭和23年12月29日
労働基準法	労働基準法	昭和22年4月7日
労働基準法施行規則	労働基準法施行規則	昭和22年8月30日
パート労働法	短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律	平成5年6月18日
労働安全衛生規則	労働安全衛生規則	昭和47年9月30日
関税暫定措置法	関税暫定措置法	昭和35年3月31日
関税暫定措置法施行令	関税暫定措置法施行令	昭和35年3月31日

○国通知等

略称	正式名称	公布等年月日
認定こども園設備運営基準	就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第3条第2項及び第4項の規定に基づき内閣総理大臣、文部科学大臣及び厚生労働大臣が定める施設の設備及び運営に関する基準（告示）	平成26年7月31日
保育所保育指針	保育所保育指針	平成29年3月31日
児童福祉行政監査通知	児童福祉行政指導監査の実施について	平成12年4月25日
認定こども園における職員配置特例	認定こども園における職員配置に係る特例について	平成28年4月1日
プール事故防止通知	教育・保育施設等においてプール活動・水遊びを行う場合の事故の防止について	平成30年6月8日
事故報告通知	特定教育・保育施設等における事故の報告等について	平成29年11月10日
避難確保計画作成通知	要配慮者利用施設の管理者等に対する避難確保計画の作成及び訓練の実施の徹底について	平成29年8月23日
食中毒事故発生防止通知	社会福祉施設における食中毒事故発生防止の徹底について	平成8年6月18日
衛生管理及び食中毒発生予防通知	児童福祉施設等における衛生管理の改善充実及び食中毒発生の予防について	平成9年6月30日
衛生管理通知	社会福祉施設における衛生管理について	平成9年3月31日
大量調理施設衛生管理マニュアル	大量調理施設衛生管理マニュアル	平成9年3月24日
保育士労働環境確保通知	保育士の労働環境確保に係る取扱いについて	平成29年9月7日
保育指針解説	保育所保育指針解説	平成30年2月改定
感染症対策ガイドライン	保育所における感染症対策ガイドライン	平成30年3月改訂
アレルギー対応ガイドライン	保育所におけるアレルギー対応ガイドライン	平成31年4月改訂
安全管理の徹底について	保育所、幼稚園及び認定こども園における安全管理の徹底について	令和3年8月27日
インクルーシブ保育について	保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項について	令和4年12月26日
看護師等の配置特例の要件見直しについて	保育所等における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項について	令和4年11月30日
特定理学療法士等の配置に関する特例について	保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について	令和8年4月8日

○県条例等

略称	正式名称	公布等年月日
認定こども園認定基準条例	宮崎県認定こども園の認定基準に関する条例	平成18年10月1日
認定規則	宮崎県認定こども園の認定手続等に関する規則	平成18年10月1日
認可・認定基準条例施行通知	宮崎県認定こども園の認可・認定基準に関する条例等の施行について	平成26年11月19日
栄養管理条例	多数給食施設における栄養管理に関する条例	平成12年3月29日
栄養管理条例施行規則	多数給食施設における栄養管理に関する条例施行規則	平成12年6月1日
保育所給食の手引き	保育所給食の手引き	平成22年4月12日

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																																																																																																		
		適	否	非該当																																																																																																			
【施設運営】	①保育室・園舎・園庭の面積は基準を満たしているか。 【保育室】 ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。 <table><tr><td rowspan="2">組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td rowspan="2">組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td rowspan="2">組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td rowspan="2">組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td rowspan="2">組</td><td>満2歳に満たず、ほふく不可の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.65㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>満2歳に満たず、ほふく以上可能の子</td><td>人</td><td>×</td><td>3.3㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr><tr><td>㎡</td><td>満2歳以上の子</td><td>人</td><td>×</td><td>1.98㎡</td><td>=</td><td>㎡</td></tr></table>	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡	組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡	㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡		認定こども園認定基準条例 ・第8条 認定こども園において満2歳未満の子どもの保育を行う場合には、保育室又は遊戯室等に加え、乳児室又はほふく室を設けなければならない。 乳児室の面積は満2歳未満の子ども1人につき1.65㎡以上、ほふく室の面積は満2歳未満の子ども1人につき3.3㎡以上でなければならない。 ・第7条第2項 保育室又は遊戯室の面積は、満2歳以上の子ども1人につき1.98㎡以上でなければならない。
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子		人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																	
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																	
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																	
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																	
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																	
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																	
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																	
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																	
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																	
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																	
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																	
組	満2歳に満たず、ほふく不可の子	人	×	1.65㎡	=	㎡																																																																																																	
	満2歳に満たず、ほふく以上可能の子	人	×	3.3㎡	=	㎡																																																																																																	
㎡	満2歳以上の子	人	×	1.98㎡	=	㎡																																																																																																	

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																																				
		適	否	非該当																																					
【施設運営】	【園舎】 実面積 m² 満3歳以上の学級数に応じた下表の面積 ※いずれか該当する方。 <table border="1"> <tr> <td>1学級</td> <td>1 学級</td> <td colspan="2">180m²</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>学級</td> <td>320+100×(学級数____-2)</td> <td>= m²</td> </tr> </table> ただし、既存施設が保育所型認定こども園になる場合で、上記【保育室】の基準を満たす場合はこの限りではない。 【園庭】 実面積 m² 下表のＡ及びＢを満たすか。 Ａ 満2歳以上の子ども1人につき3.3m²以上 <table border="1"> <tr> <td>満2歳以上の子</td> <td>人</td> <td>×</td> <td>3.3m²</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> Ｂ 次表に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて、Ａにより算定した面積を加えた面積以上であること。 <table border="1"> <tr> <td>2学級以下</td> <td>学級</td> <td>330+30×(学級数____-1)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>学級</td> <td>400+80×(学級数____-3)</td> <td>=</td> <td>m²</td> </tr> </table> ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受けている場合であって、Ａの基準を満たすときは、Ｂの基準を満たすことを要しない。	1学級	1 学級	180m ²		2学級以上	学級	320+100×(学級数____-2)	= m ²	満2歳以上の子	人	×	3.3m ²	=	m ²	2学級以下	学級	330+30×(学級数____-1)	=	m ²	3学級以上	学級	400+80×(学級数____-3)	=	m ²				認定こども園認定基準条例 第6条 認定こども園の園舎の面積は、次の表に掲げる基準を満たさなければならない（保育室・遊戯室・乳児室・ほふく室その他の設備の面積を除く）。 ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合で、乳児室の面積：満2歳未満の子ども1人につき1.65m²以上、ほふく室の面積：満2歳未満の子ども1人につき3.3m²以上、保育室又は遊戯室の面積：満2歳以上の子ども1人につき1.98m²以上の基準を満たすときは、この限りでない。 <table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（m²）</th> </tr> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>320+100×（学級数-2）</td> </tr> </table> 認定こども園認定基準条例 第7条第3項 屋外遊戯場の面積は、次に掲げる基準を満たさなければならない。 ただし、既存施設が保育所型認定こども園の認定を受ける場合であって、(1)の基準を満たすときは、(2)の基準を満たすことを要しない。 (1) 満2歳以上の子ども1人につき3.3m²以上であること。 (2) 次の表に掲げる面積に、満2歳以上満3歳未満の子どもについて(1)により算定した面積を加えた面積以上であること。 <table border="1"> <tr> <th>学級数</th> <th>面積（m²）</th> </tr> <tr> <td>2学級以下</td> <td>330+30×（学級数-1）</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>400+80×（学級数-3）</td> </tr> </table>	学級数	面積（m ² ）	1学級	180	2学級以上	320+100×（学級数-2）	学級数	面積（m ² ）	2学級以下	330+30×（学級数-1）	3学級以上	400+80×（学級数-3）
1学級	1 学級	180m ²																																							
2学級以上	学級	320+100×(学級数____-2)	= m ²																																						
満2歳以上の子	人	×	3.3m ²	=	m ²																																				
2学級以下	学級	330+30×(学級数____-1)	=	m ²																																					
3学級以上	学級	400+80×(学級数____-3)	=	m ²																																					
学級数	面積（m ² ）																																								
1学級	180																																								
2学級以上	320+100×（学級数-2）																																								
学級数	面積（m ² ）																																								
2学級以下	330+30×（学級数-1）																																								
3学級以上	400+80×（学級数-3）																																								

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【施設運営】	②建物又は敷地の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第14条第2項 認定こども園は、その建物又は敷地の公衆の見やすい場所に、当該施設が認定こども園である旨の表示をしなければならない。
	③満3歳以上の子どもについては学級を編制し、1学級原則35人以下としているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第3条第2項 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するもの（「教育及び保育時間相当利用児」）に共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならない。 この場合において、1学級の子どもの数は、35人以下を原則とする。
	④保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日8時間を原則としているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第13条 認定こども園における保育を必要とする子どもに対する教育及び保育の時間は、1日につき8時間を原則とし、当該子どもの保護者の労働時間その他の家庭の状況等を考慮して認定こども園の長が定めなければならない。
	⑤施設運営についての重要事項に関する規程を定めているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第13条第2項 保育所は、次の各号に掲げる重要事項に関する規程を定めておかなければならない。 1 施設の目的及び運営の方針 2 提供する保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 7 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 保育所の運営に関する重要事項
	1 施設の目的及び運営の方針 2 提供する保育の内容 3 職員の職種、員数及び職務の内容 4 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日 5 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額 6 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員 7 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項 8 緊急時等における対応方法 9 非常災害対策 10 虐待の防止のための措置に関する事項 11 保育所の運営に関する重要事項				

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等																																								
		適	否	非該当																																									
【施設運営】	⑥職員の資質向上のため、研修計画を作成し、実施しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例・認定規則 ・条例第10条 認定こども園は、規則で定める事項に留意して、子どもの教育及び保育に従事する者の資質の向上を図らなければならない。 ・規則第7条(4) 適切な研修の計画を作成し、及び実施することにより、研修の幅を広げること。																																								
	⑦苦情に適切に対応するため、窓口の設置等を行っているか。 (例: 苦情解決責任者、受付担当者、第三者委員の設置等)	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第14条の3第1項 児童福祉施設は、その行った援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。																																								
	⑧業務の質の評価を行い、改善を図っているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第36条の2 保育所は、自らその行う業務の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。																																								
	⑨ 自己評価の結果の公表に努めているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第1(3)ウ 保育の質の向上を図るため、自己評価を行っているか。また、その結果の公表に努めているか。																																								
【職員体制】	①教育及び保育に従事する職員の数は年齢別配置基準を満たしているか。 【児童数及び必要職員数】(※必要職員数は経過措置における基準) ※直近の児童数について、満年齢で記入すること。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td>満0歳</td><td>人</td><td>÷ 3</td><td>=</td><td>人</td><td>※小数点第2位以下切り捨て</td></tr> <tr> <td>満1歳</td><td>人</td><td rowspan="2">÷ 6</td><td rowspan="2">=</td><td rowspan="2">人</td><td rowspan="2">※小数点第2位以下切り捨て</td></tr> <tr> <td>満2歳</td><td>人</td></tr> <tr> <td>満3歳</td><td>人</td><td>÷ 20</td><td>=</td><td>人</td><td>※小数点第2位以下切り捨て</td></tr> <tr> <td>満4歳以上</td><td>人</td><td>÷ 30</td><td>=</td><td>人</td><td>※小数点第2位以下切り捨て</td></tr> <tr> <td>計</td><td>人</td><td>計</td><td></td><td>人</td><td>※四捨五入</td></tr> </tbody> </table>	満0歳	人	÷ 3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満1歳	人	÷ 6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満2歳	人	満3歳	人	÷ 20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	満4歳以上	人	÷ 30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て	計	人	計		人	※四捨五入	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第3条第1項 認定こども園には、次の表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。 ただし、常時2人を下ってはならない。 <table border="1" style="margin-top: 10px;"> <tbody> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td><td>おおむね25人につき1人</td></tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td><td>おおむね15人につき1人</td></tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td><td>おおむね6人につき1人</td></tr> <tr> <td>満1歳未満の子ども</td><td>おおむね3人につき1人</td></tr> </tbody> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね25人につき1人	満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね15人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満0歳	人	÷ 3	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																								
満1歳	人	÷ 6	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																								
満2歳	人																																												
満3歳	人	÷ 20	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																								
満4歳以上	人	÷ 30	=	人	※小数点第2位以下切り捨て																																								
計	人	計		人	※四捨五入																																								
満4歳以上の子ども	おおむね25人につき1人																																												
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね15人につき1人																																												
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人																																												
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人																																												

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等								
		適	否	非該当									
【職員体制】	【現在の職員数】 <table border="1"> <tr> <td>常勤</td> <td>人</td> <td>(A)</td> </tr> <tr> <td>非常勤</td> <td>人</td> <td></td> </tr> </table> ⇒ 勤務時間(月)の合計 時間 ÷ 常勤職員の1ヶ月の勤務時間 時間 ⇒ 常勤換算 人 (B) ※小数点以下の端数処理はしない。 計 (A) + (B) 人	常勤	人	(A)	非常勤	人							
常勤	人	(A)											
非常勤	人												
	②教育及び保育に直接従事する職員は、常時2人以上配置されているか。	☐	☐	☐	※認定こども園認定基準条例の経過措置 第3条第1項 認定こども園には、次の表の下欄に定める員数以上の教育及び保育に従事する者を置かなければならない。 ただし、常時2人を下ってはならない。 <table border="1"> <tr> <td>満4歳以上の子ども</td> <td>おおむね30人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満3歳以上満4歳未満の子ども</td> <td>おおむね20人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳以上満3歳未満の子ども</td> <td>おおむね6人につき1人</td> </tr> <tr> <td>満1歳未満の子ども</td> <td>おおむね3人につき1人</td> </tr> </table>	満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人	満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人	満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人	満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人
満4歳以上の子ども	おおむね30人につき1人												
満3歳以上満4歳未満の子ども	おおむね20人につき1人												
満1歳以上満3歳未満の子ども	おおむね6人につき1人												
満1歳未満の子ども	おおむね3人につき1人												
	③満3歳以上の子どもについては、各学級ごとに少なくとも1人の学級担任を配置しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第3条第2項 満3歳以上の子どもであって、幼稚園と同様に1日に4時間程度利用するもの及び保育所と同様に1日に8時間程度利用するものに共通の4時間程度の利用時間については、満3歳以上の子どもについて学級を編制し、当該学級ごとに少なくとも1人の学級担任に担当させなければならない。								
	④学級担任は、幼稚園教諭免許を有しているか。 ただし、保育士資格保有者で、その意欲・適性・能力等を考慮して適当と認められる者が、幼稚園教諭免許の取得に向けた努力を行っている場合に限り、学級担任とすることができる。 ※児童福祉事業に3年以上従事した経験を有する者で、県が実施する幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修を修了していることが要件	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例・認定規則 条例第4条第2項 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有する者でなければならない。 条例第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。 条例第4条第4項 前項の規定にかかわらず、学級担任は、幼稚園教諭免許状を有する者でなければならない。ただし、規則で定める場合に限り、保育士の資格を有する者を学級担任とすることができる。 規則第4条第1項第2号 条例第4条第4項ただし書の保育士の資格を有する者がその意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認める者であり、かつ、幼稚園教諭免許状の取得に向けて努力を行っていること。								

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】					認可・認定基準条例施行通知 第2-2 園児の教育及び保育に従事する者は、認定規則第4条第1項第2号に規定する「その意欲、適性、能力等を考慮して学級担任として適当と認められる者であり、かつ、幼稚園教諭免許状の取得に向けて努力を行っていること。」とは、児童福祉事業に3年以上従事した経験を有する者で、宮崎県教育委員会及び宮崎県が実施する幼稚園・保育所・認定こども園等新規採用者研修を修了していることとする。
	⑤満3歳以上の子ども(1号・2号認定)の教育及び保育に従事する職員は、幼稚園教諭免許と保育士資格を併有しているか。 ※両資格併有が困難な場合、いずれかの資格を有すること	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第4条第2項 職員のうち満3歳以上の子どもの教育及び保育に従事する者は、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有する者でなければならない。 第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。
	⑥満3歳以上で保育所同様1日8時間程度利用する子ども(2号認定)の保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第4条第3項 前項の規定にかかわらず、幼稚園教諭免許状及び保育士の資格を有することが困難であるときその他やむを得ない事情があるときは、そのいずれかを有することとする。 第4条第5項 第3項の規定にかかわらず、教育及び保育時間相当利用児の保育に従事する者は、保育士の資格を有するものでなければならない。
	⑦満3歳未満の子ども(3号認定)の保育に従事する職員は、保育士の資格を有しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第4条第1項 満3歳未満の子どもの保育に従事する職員は、保育士の資格を有する者でなければならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	⑧朝夕等保育する子どもが少数となる時間帯にみなし保育士（県知事が保育教諭と同等の知識・経験を有すると認める者）を配置している場合、1人に限っているか。 ⑨1日8時間を超えて開所していること等により、みなし保育士（県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者）を配置基準上の職員として算定している場合、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内としているか。 ⑩小学校教諭又は養護教諭、みなし保育士を配置基準上の職員として算定している場合、各時間帯において必要となる職員の3分の1を超えていないか。 ⑪保育士の数の算定について、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、以下の要件を満たしているか。 ・保育士と合同で保育を行うこと。	☐	☐	☐	認定こども園における職員配置特例 ①朝夕等園児が少数となる時間帯等における職員配置特例 子どもの教育及び保育に直接従事する職員は2人を下回ってはならないとされているところ、朝・夕の時間帯に園児が順次登所し、又は退所する過程等で、当該認定こども園において保育する子どもが少数である時間帯に、職員1人に限り、保育教諭等に代え、県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者を置くことができる。 ②小学校教諭及び養護教諭の活用に係る特例 小学校教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者を、保育教諭等に代えて置くことができる。 ③教育及び保育の実施に当たり必要となる職員配置に係る特例 1日につき8時間を超えて開所していること等により、認可の際に必要な職員に加えて職員を確保しなければならない場合にあっては、追加的に確保しなければならない職員の数の範囲内で、保育教諭等を県知事が保育教諭と同等の知識及び経験を有すると認める者に代えることができる。 ※1日に8時間を超えて開所している場合、年齢別配置基準上必要となる職員を各時間帯において配置するためには、「利用定員の総数に応じて置かなければならない職員の数」に追加して職員を確保する必要がある ※「利用定員に応じて置かなければならない職員の数」とは、認定こども園の認可の基準として、利用定員数に対して年齢別配置基準により算定される職員の数 ④②及び③の特例を適用する場合の職員配置 ②及び③の特例が適用された職員及び看護師等を配置できるのは、各時間帯において必要となる職員の3分の1までである。 ※宮崎県認定こども園基準条例 附則5及び6参照 設備運営基準 第33条第3項 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。 特定理学療法士等の配置に関する特例について 第2の1 特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、保育士による支援を受けることができる体制を確保するため、当該特定理学療法士等と保育士が合同の組・グループを編成し、原則として同一の保育室等において保育を行わなければならないこと。 第3の1 「障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であって、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験」については、障害児通所支援等に係る業務に従事していた経験があり、かつ、児童発達支援センターや保育所等訪問支援事業所などにおいて、他機関への障害児支援の助言等の業務に5年以上従事していたことをいうこと。 第3の2 「子育てに関する知識及び経験を有する」ことについては、質の高い保育を提供する観点から、特定理学療法士等の保育所等における勤続年数が3年以上である場合をいうものとする。なお、当該特定理学療法士等がこの場合に該当しない場合であっても、「子育て支援員研修事業の実施について」（令和6年3月30日付けこども家庭庁成育局長及び支援局長連名通知）別紙「子育て支援員研修事業実施要綱」の5の（3）のイの（イ）に定める地域保育コースその他の都道府県知事又は市町村長（特別区の区長を含む。）が認める研修を修了した場合には、「子育てに関する知識及び経験を有する」として取り扱って差し支えないこと。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等					
		適	否	非該当						
【職員体制】	⑫保育士の数の算定について、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は準看護師を1人に限って保育士とみなすことができる。 ただし、在籍乳幼児が3名以下の保育所については以下の要件を満たしているか。 ・保育士(特定理学療法士等及び看護師等のいずれもが保育を行う場合には、特定理学療法士等の支援を行っている保育士を除く)と合同で保育を行うこと ・各々の看護師等の最低限の資質の確保の観点から、保育に係る一定の知識や経験を有すること。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 附則第2項 改正後の第三十三条第二項に規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、一人に限って、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が四人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。					
	⑬保育認定子どもの定員に応じ必要な数の調理員等を配置しているか。 ※下表は、「特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について」（平成28年8月23日）別紙3に規定されている基準。 <table><tr><td>利用定員40人以下の施設</td><td>1人</td></tr><tr><td>利用定員41人～150人以下の施設</td><td>2人</td></tr><tr><td>利用定員151人以上の施設</td><td>3人(うち1人は非常勤)</td></tr></table>	利用定員40人以下の施設	1人	利用定員41人～150人以下の施設	2人	利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)	☐	☐	☐
利用定員40人以下の施設	1人									
利用定員41人～150人以下の施設	2人									
利用定員151人以上の施設	3人(うち1人は非常勤)									
					児童福祉施設設備運営基準 第33条第1項 保育所には、保育士、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあっては、調理員を置かないことができる。					

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員体制】	⑭子どもに対し、差別、体罰、言葉の暴力等不適切な処遇はないか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
	⑮障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2(2) 第1-1入所者支援の充実 (6)障害児を含め、入所児童に対する虐待やその心身に有害な影響を与える行為の防止及び発生時の対応に関する措置を講じているか。
	⑯職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た園児又はその家族の秘密を漏らさないよう、また、職員でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき措置を講じているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第14条の2第1項 児童福祉施設の職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。
	⑰保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たしているか。 ・保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること。 ・交流を行う設備(保育室等)については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第63条 10 第8条第2項の規定にかかわらず、保育所若しくは家庭的保育事業所等に入所し、又は幼保連携型認定こども園に入園している児童と福祉型児童発達支援センターに入所している障害児を交流させるときは、障害児の支援に支障がない場合に限り、障害児の支援に直接従事する職員については、これら児童への保育似合わせて従事させることができる。 インクルーシブ保育について(R4.8.26 国通知) 保育所等と児童発達支援事業所等が併設されている場合において、各施設に特有の設備・専従の人員の共用・兼務を行う際は、以下の要件を満たす必要がある。 ・保育所部分、児童発達支援事業所等部分のそれぞれにおいて、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業の運営に必要となる職員が配置されていること(例:保育所の満3歳児40人が、併設する児童発達支援事業所の障害児20人と交流する場合、保育士の人員の基準については、それぞれ、保育所として満3歳児40人の基準である保育士2人以上、児童発達支援事業所として障害児20人の基準である保育士4人以上を満たしている必要がある。) ・交流を行う設備(保育室等)については、各事業の対象となる児童の年齢及び人数に応じて各事業において必要となる面積を合計した面積が確保されていること(例:交流を行う保育室の面積について、それぞれの面積基準に基づき、保育所として30㎡必要、児童発達支援事業所として20㎡必要な場合、保育室の面積は50㎡以上必要となる。)
【安全対策】	①危険等発生時対処要領(マニュアル)を作成し、それに基づき災害や事故の発生に備えているか。	☐	☐	☐	認可・認定基準条例施行通知 第1-2-5 子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であることから、子どもの健康状態や発育及び発達の状態の把握、健康増進、疾病等への対応、環境及び衛生管理、事故防止及び安全対策などについて、認定こども園安全計画の策定を通じ、計画的に行うこと。また、危険等発生時対処要領(マニュアル)を作成し、それに基づき、災害や事故の発生に備えるように、必要な対応を図ること。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	②避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回実施しているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第6条第2項 避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。
	③防火設備、避難経路等の定期的な安全点検を行っているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章4(1) ア 防火設備、避難経路等の安全性が確保されるよう、定期的にこれらの安全点検を行うこと。
	④保育中の事故防止のため、以下に留意し施設内外の安全点検を行っているか。 ・窒息の可能性のある玩具、小物等が不用意に保育環境下に置かれていないかなどについて、保育士等による保育室内及び園庭内の点検を、定期的実施しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章3(2)ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。
	⑤子どもに対し、交通安全の習慣を含む安全に関する指導を行っているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第2章3(2)ア(ウ) ⑥ 安全に関する指導に当たっては、情緒の安定を図り、遊びを通して安全についての構えを身に付け、危険な場所や物事などが分かり、安全についての理解を深めるようにすること。また、交通安全の習慣を身に付けるようにするとともに、避難訓練などを通して、災害などの緊急時に適切な行動がとれるようにすること。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	⑥不審者等の侵入防止のための措置や訓練を行っているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章3(2)ウ 保育中の事故の発生に備え、施設内外の危険箇所の点検や訓練を実施するとともに、外部からの不審者等の侵入防止のための措置や訓練など不測の事態に備えて必要な対応を行うこと。
	⑦睡眠中、食事中など事故が発生しやすい場面における以下の安全対策を講じているか。 ・睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。 ・児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日の子どもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。また、食物アレルギーのある子どもについては、生活管理指導表等に基づいて対応しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 児童福祉行政監査通知 別紙1-2(2) 第1-1入所者支援の充実 (5) 特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中、送迎等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、以下の対策を講じているか。 ア 睡眠中の窒息リスクの除去として、医学的な理由で医師からうつぶせ寝を勧められている場合以外は、仰向きに寝かせるなど寝かせ方に配慮すること、児童を一人にしないこと、安全な睡眠環境を整えているか。 イ プール活動や水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。 ウ 児童の食事に関する情報(咀嚼や嚥下機能を含む発達や喫食の状況、食行動の特徴など)や当日のこどもの健康状態を把握し、誤嚥等による窒息のリスクとなるものを除去しているか。 また、食物アレルギーのある子どもについては生活管理指導表等に基づいて対応しているか。 カ 事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。 キ 事故発生時には速やかに当該事実を都道府県知事等に報告しているか。 (7) 保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。
	⑧プール活動・水遊びを行う場合は、専ら監視を行う者とプール指導等を行う者を分けて配置し、その役割分担を明確にしているか。	☐	☐	☐	
	⑨重大事故が発生した場合は、速やかに市町村を経由して県に報告しているか。	☐	☐	☐	
	⑩事故発生時に適切な救命処置が可能となるよう、訓練を実施しているか。	☐	☐	☐	
	⑪保育所における死亡事故等の重大事故に係る検証が実施された場合には、検証結果を踏まえた再発防止の措置を講じているか。	☐	☐	☐	
	⑫事故等が発生した場合の補償を円滑に行うため、保険や共済制度の加入を通じて補償の体制を整えているか。	☐	☐	☐	保育所保育指針 第3章3(2)イ 事故防止の取組を行う際には、特に、睡眠中、プール活動・水遊び中、食事中等の場面では重大事故が発生しやすいことを踏まえ、子どもの主体的な活動を大切にしつつ、施設内外の環境の配慮や指導の工夫を行うなど、必要な対策を講じること。
	⑬水防法、土砂災害防止法に基づき、市町村が定める「地域防災計画」に記載された施設について、「避難確保計画」(水害や土砂災害に対応した避難に係る計画)を作成しているか。	☐	☐	☐	プール事故防止通知 プール活動・水遊びを行う場合は、監視体制の空白が生じないように水の外で監視に専念する人員とプール指導等を行う人員を分けて配置し、また、その役割分担を明確にすること。
	⑭送迎バスを運行する場合、以下に留意し運行の安全確保を徹底しているか。 ・運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 ・子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること。	☐	☐	☐	事故報告通知 死亡事故や治療に要する期間が30日以上を負傷や疾病を伴う重篤な事故等(意識不明の事故を含む)が発生した場合には速やかに自治体、子どもの家族等に連絡を行うこと
	⑮子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第16条第2項 認定こども園は、認定こども園において事故等が発生した場合の補償を円滑に行うため、補償の体制を整えなければならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【安全対策】	⑯登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底しているか。	☐	☐	☐	避難確保計画作成通知 今般、水防法等の一部を改正する法律が施行され、市町村地域防災計画に定められた要配慮者利用施設は、避難確保計画の作成、避難訓練の実施が義務づけられました。 避難確保計画を未だ作成していない等、義務を履行していない施設に対しては、早急に義務が履行されるよう、丁寧な指導をお願いします。 安全管理の徹底について(R3.8.27国通知) (1)子どもの欠席連絡等の出欠状況に関する情報について、保護者への速やかな確認及び職員間における情報共有を徹底すること。 (2)登園時や散歩等の園外活動の前後等、場面の切り替わりにおける子どもの人数確認について、ダブルチェックの体制をとる等して徹底すること。 (3)送迎バスを運行する場合においては、事故防止に努める観点から、運転を担当する職員の他に子どもの対応ができる職員の同乗を求めることが望ましいこと。 子どもの乗車時及び降車時に座席や人数の確認を実施し、その内容を職員間で共有すること
	⑰安全計画を策定しているか。 職員に対し、安全計画について周知するとともに、当該計画に基づく研修及び訓練を定期的実施しているか。 児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第六条の三 児童福祉施設(助産施設、児童遊園及び児童家庭支援センターを除く。以下この条において同じ。)は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画(以下この条において「安全計画」という。)を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的実施しなければならない。 3 保育所は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。
	⑱業務継続計画を策定し、職員に対し周知するとともに、必要な研修及び訓練を実施しているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 児童福祉施設設備運営基準第9条の3を準用 第九条の三 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずよう努めなければならない。 2 児童福祉施設は職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施するよう努めなければならない。 3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うよう努めるものとする。
	⑲感染症及び食中毒の予防及びまん延防止のための研修・訓練を実施しているか。	☐	☐	☐	
	⑳園児等の通園や園外活動のために自動車を運行する場合、園児等の自動車への乗降車の際に、点呼等の方法により園児の所在を確認しているか。	☐	☐	☐	県条例 第17条 認定こども園は、子どもの通園、園外における学習のための移動その他の子どもの移動のために自動車を運行するときは、子どもの乗車及び降車の際に、点呼その他の子どもの所在を確実に把握することができる方法により、子どもの所在を確認しなければならない。 2 認定こども園は、通園を目的とした自動車(運転車席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に子どもの見落としが少ないと認められるものを除く。)を運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に規定する子どもの所在の確認(子どもの自動車からの降車の際に限る。)を行わなければならない。
	㉑通園用の自動車を運行する場合は、当該自動車にブザーその他の車内の園児等の見落としを防止する措置を装備し、当該装置を用いて、降車時の所在確認をしているか。	☐	☐	☐	

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【保健衛生】	①認定こども園安全計画を策定し、実施しているか。	☐	☐	☐	認可・認定基準条例施行通知 第12条第5項 子どもの健康及び安全は、子どもの生命の保持と健やかな生活の基本であることから、子どもの健康状態や発育及び発達の状態の把握、健康増進、疾病等への対応、環境及び衛生管理、事故防止及び安全対策などについて、認定こども園安全計画の策定を通じ、計画的に行うこと。
	②子どもの健康診断を少なくとも年2回実施しているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第12条第1項 児童福祉施設の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法に規定する健康診断に準じて行わなければならない。
	③職員の健康診断を年1回実施しているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-イ 職員への健康診断等健康管理は、適正に実施されているか。 労働安全衛生規則 第44条 事業者は、常時使用する労働者に対し、一年以内ごとに一回、定期的に、医師による健康診断を行わなければならない。
	④子どもの心身の状態に応じた教育・保育を行うため、健康状態や発育及び発達の状態について把握しているか(定期的な身長・体重の測定など)。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章1(1)ア 子どもの心身の状態に応じて保育するために、子どもの健康状態並びに発育及び発達状態について、定期的・継続的に、また、必要に応じて随時、把握すること。
	⑤子どもの予防接種歴や感染症の罹患歴を把握しているか。	☐	☐	☐	〈参考〉感染症対策ガイドライン 2-(1)-ウ) ⑦子どもたちの予防接種歴及び罹患歴を把握し、記録を保管することが重要です。入所時には母子健康手帳等を確認して予防接種歴及び罹患歴を記録し、入所後は毎月新たに受けたワクチンがないか保護者に確認し記録を更新しておくことで、感染症発生時に迅速な対応を行うことが可能となります。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【保健衛生】	⑥やむを得ず子どもに薬を与える場合、保護者から与薬依頼票等を徴しているか。	☐	☐	☐	〈参考〉保育指針解説 第3章－1－(3)－⑤ 子どもに薬を与える場合は、医師の診断及び指示による薬に限定する。その際は、保護者に医師名、薬の種類、服用方法等を具体的に記載した与薬依頼票を持参させることが必須である。
	⑦救急用の薬品や応急処置用品を適切な管理のもとに常備しているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第10条第4項 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。
	⑧プールの水質検査を行い、遊離残留塩素濃度が0.4mg/ℓ～1.0mg/ℓに保たれるよう水質検査を行い、消毒しているか。	☐	☐	☐	〈参考〉感染症対策ガイドライン 遊離残留塩素濃度が0.4mg/ℓ～1.0mg/ℓに保たれるよう毎時間水質検査を行い、濃度が低下している場合は消毒剤を追加するなど、適切に消毒する。
	⑨ビニールプール等を使用して水遊びをする際には、水に入る前に腰等を中心に体をよく洗い、こまめに水を入れ替えているか。	☐	☐	☐	〈参考〉衛生管理改善及び食中毒発生予防通知 記4 ビニールプール等を使用して水遊びをする際には、水に入る前に腰等を中心に体をよく洗うとともに、こまめに水の入替えを行うなど水の汚染防止に努めること。
【教育・保育】	①教育及び保育の内容に関する全体的な計画を作成しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例・認定規則 条例第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」並びに規則で定める事項に基づかなければならない。
	②教育及び保育の指導計画を作成しているか。	☐	☐	☐	規則第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次に掲げる事項について知事が定めるものとする。 (3)教育及び保育の計画並びに指導計画
	③食育計画を作成しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章2(1)ウ 乳幼児期にふさわしい食生活が展開され、適切な援助が行われるよう、食事の提供を含む食育計画を全体的な計画に基づいて作成し、その評価及び改善に努めること。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【教育・保育】	④満3歳未満の子どもについては、生育歴・心身の発達・活動の実態等に即した個別的な計画を作成しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。
	⑤障がいのある子どもについては、個々の子どもの状態に応じた支援を行っているか。	☐	☐	☐	保育所保育指針 第1章3(2)イ(ア) 3歳未満児については、一人一人の子どもの生育歴、心身の発達、活動の実態等に即して、個別的な計画を作成すること。
	⑥子どもの処遇に関する帳簿は整備されているか。 ・出席簿 ・児童票 ・保育日誌 等	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。
	⑦指導要録の抄本又は写し等子どもの育ちを支えるための資料を小学校等に送付しているか。	☐	☐	☐	保育所保育指針 第1章3(2)キ 障害のある子どもの保育については、一人一人の子どもの発達過程や障害の状態を把握し、適切な環境の下で、障害のある子どもが他の子どもとの生活を通して共に成長できるよう、指導計画の中に位置づけること。また、子どもの状況に応じた保育を実施する観点から、家庭や関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成するなど適切な対応を図ること。
	⑧認定こども園の子どもと小学校等の児童や、認定こども園と小学校等の職員同士の交流の機会を設けているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第14条第1項 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかなければならない。
		☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 第五の六 3 全ての子どもについて指導要録の抄本又は写し等の子どもの育ちを支えるための資料の送付により連携する等、教育委員会、小学校等との積極的な情報の共有と相互理解を深めること。
		☐	☐	☐	認定こども園設備運営基準 第五の六 2 地域の小学校等との交流活動や合同の研修の実施等を通じ、認定こども園の子どもと小学校等の児童及び認定こども園と小学校等の職員同士の交流を積極的に進めること。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【教育・保育】	⑨不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、適切な対応を図っているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章1(1)ウ 子どもの心身の状態等を観察し、不適切な養育の兆候が見られる場合には、市町村や関係機関と連携し、児童福祉法第25条に基づき、適切な対応を図ること。また、虐待が疑われる場合には、速やかに市町村又は児童相談所に通告し、適切な対応を図ること。
【食事の提供】	①子どもに食事を提供する時は、園内で調理する方法により行っているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第11条第1項 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法(中略)により行わなければならない。
	②献立は、できる限り変化に富み、子どもの健全な発育に必要な栄養量を含有するものとなっているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第11条第2項 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。
	③食品の種類及び調理方法について栄養並びに子どもの身体的状況及び嗜好を考慮したものとなっているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第11条第3項 食事は、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。
	④調理は、あらかじめ作成された献立に従って行われているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第11条第4項 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。
	⑤3歳未満の子どもの献立、調理(離乳食等)について配慮されているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-共通事項-(5) 3歳未満児に対する献立、調理(離乳食等)、食事の環境などについての配慮がされているか。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【食事の提供】	⑥体調不良、食物アレルギー、障がいのある子どもに対しては、医師等の指示や協力のもと、子ども一人一人の状態に応じた食事を提供しているか。	☐	☐	☐	認定こども園認定基準条例 第9条 認定こども園における教育及び保育の内容は、「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」を踏まえるとともに、「幼稚園教育要領」及び「保育所保育指針」に基づかなければならない。 保育所保育指針 第3章2(2)ウ 体調不良、食物アレルギー、障害のある子どもなど、一人一人の子どもの心身の状態等に応じ、嘱託医、かかりつけ医等の指示や協力の下に適切に対応すること。
	⑦食物アレルギーのある子どもへの食事の提供については、誤食や誤配が起こらないよう、配膳時のチェック体制をとるなど対策を講じているか。	☐	☐	☐	〈参考〉アレルギー対応ガイドライン 第Ⅰ部－3－(2) 誤食の対策としては、食物アレルギーを有する子どもの調理、配膳、食事の提供までの間に2重、3重のチェック体制をとること、食器の色などを変えて注意喚起することなどが挙げられます。また、食事の提供の際には、誤配・誤食が起こらないよう、安全確保に必要な人員を配置し、管理を行う必要があります。
	⑧前年度に実施した給食について栄養給与状況報告書を作成し、所轄保健所に提出しているか。	☐	☐	☐	栄養管理条例 第3条第1項 多数給食施設の管理者は、規則で定めるところにより、当該施設における栄養の給与状況を知事に報告しなければならない。
	⑨給食関係の帳簿は整備されているか(給食日誌等の栄養管理関係帳簿)。	☐	☐	☐	栄養管理条例 第3条第2項 多数給食施設の管理者は、規則で定める書類及び帳簿を備えなければならない。 栄養管理条例施行規則 第4条第1項 条例第3条第2項に規定する規則で定める書類及び帳簿は、次に掲げるものとする。 (1) 献立表 (2) 栄養管理関係帳簿

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【食事の提供】	⑩満3歳以上の子どもに対する食事の提供を外部搬入により行っている場合、基準上の要件を満たしているか。	☐	☐	☐	児童福祉施設設備運営基準 第32条の2 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。 一 食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が衛生面・栄養面等業務上必要な注意を果たしうような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。 二 栄養士又は管理栄養士により、献立等について指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。 四 幼児の年齢及び発達段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。 五 食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するように努めること。
	⑪子どもに食事を提供する前に検食を実施しているか。	☐	☐	☐	保育所給食の手引き 第5章ー7（1） 調理が完了したら配膳までの間に、調理従事者以外の検食者によって食事を安全、衛生、食育的観点から検食する。給食日誌の「検食者記録欄」又は「検食簿」に記載し、結果を活用することで給食内容の改善を図る。
	⑫調理に従事する職員の検便を毎月実施しているか（腸管出血性大腸菌の検査を含む）。	☐	☐	☐	衛生管理通知 このマニュアルは、同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設に適用するものであるが、適用されない社会福祉施設についても、可能な限り大量調理施設衛生管理マニュアルに基づく衛生管理に努められるようお願いしたい。 大量調理施設衛生管理マニュアル Ⅱ5(4)③ 調理従事者等は、定期的な健康診断及び月に1回以上の検便を受けること。検便検査には、腸管出血性大腸菌の検査を含めることとし、10月から3月までの間は月1回以上又は必要に応じてノロウイルスの検便検査に努めること。 保育所給食の手引き 第5章ー3（1） 調理従事者は年1回以上の定期健康診断と、腸管出血性大腸菌O-157を含めた検便を月1回以上必ず行うこと。 調理従事者とは、通常調理室内で、調理、配膳の作業を行う者である。 なお、調乳作業をする者や、乳児保育担当者にあつては、同様の検査を受ける事が望ましく、その他の職員についても、サルモネラ及び赤痢の検査を定期的に受けるよう努めること。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【食事の提供】	⑬食品の検収は、品質、温度、汚染状態等に留意して実施しているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2共通事項-(3) 給食材料が適切に用意され、保管されているか。 別紙1-2-(1)-第1-1-(3)-オ 保存食は、一定期間(2週間)適切な方法(冷凍保存)で保管されているか。 食中毒事故発生防止通知 記1(2) 原材料食品の購入に当たっては、品質、鮮度、汚染状態等に留意する等検収を確実に実施し、事故発生の防止に努めること。
	⑭原材料及び調理済み食品の保管については、適切な温度管理を実施しているか。 野菜・果物 ⇒ 10℃前後で保存（冷凍野菜は -15℃以下） 魚介類、食肉類 ⇒ 魚介類は5℃以下で保存、食肉類は10℃以下 （冷凍保存は -15℃以下）	☐	☐	☐	衛生管理及び食中毒発生予防通知 参考資料 I 5 原材料等の保管管理については、下記の原材料等の保管管理手順に沿って行い、温度の記録については、少なくとも①原材料の保管温度は適切であったか、②調理が終了した食品を速やかに提供したか、③調理終了後30分を超えて提供される食品の保存温度が適切であったかを実施献立表等に点検項目を設け、その適否を記録しておくこと。 (1) 野菜・果物 ②各材料ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。(検食用) ③専用の清潔な容器に入れ替えるなどして、10℃前後で保存する。(冷凍野菜は-15℃以下) (2) 魚介類、食肉類 ②各材料ごとに50g程度ずつ清潔な容器(ビニール袋等)に密封して入れ、-20℃以下で2週間以上保存する。(検食用) ③専用の清潔な容器に入れ替えるなどして、食肉類については10℃以下、魚介類については5℃以下で保存する。(冷凍で保存するものは-15℃以下)
	⑮保存食は、各材料ごとに50g程度ずつ、-20℃で2週間以上保管されているか。	☐	☐	☐	
	⑯関税が免除されたスキムミルクを使用している場合、受払簿に使用状況を記入しているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-(4) 給食日誌の記録及び脱脂粉乳の受払記録が適正に行われているか。 関税暫定措置法 第9条第1項 別表第一に掲げる物品のうち、同表において特定の用途に供するものであることを要件として、当該物品に係る当該用途に供することを要件としない税率よりも低い税率(軽減税率)が定められているもので、政令で定めるものについて、軽減税率の適用を受けようとする者は、政令で定める手続きをしなければならない。 関税暫定措置法施行令 第33条第5項 法第9条第1項の軽減税率の適用を受けた前条第1項第1号に掲げる物品の給食を実施する法の別表第1第0402・10号の2の(1)に規定する児童福祉施設等並びにこれらの者の受託を受けて当該物品を使用して給食用の加工品を製造する者は、当該物品及び加工食品に関する帳簿を備え、次に掲げる事項を記載しなければならない。 1 略 2 配分した物品の種類、数量、価格、配分年月日、配分先、蔵置場

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	①労働条件通知書(雇用契約書)を交付しているか。 明示事項:労働契約期間、有期労働契約を更新する場合の基準 就業場所・業務、始業・終業時刻、時間外労働の有無、 休憩時間、休日、休暇、賃金、退職	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。
	②①で明示された労働条件と勤務実態に相違はないか。	☐	☐	☐	労働基準法 第15条第1項 使用者は、労働契約の締結に際し、労働者に対して賃金、労働時間その他の労働条件を明示しなければならない。この場合において、賃金及び労働時間に関する事項その他の厚生労働省令で定める事項については、厚生労働省令で定める方法により明示しなければならない。
	③労働条件に変更があった場合や、有期労働契約者の更新の際は改めて交付しているか。	☐	☐	☐	労働基準法施行規則 第5条第1項 使用者が法第15条第1項前段の規定により労働者に対して明示しなければならない労働条件は、次に掲げるものとする。(以下略)
	④所定労働時間は1日8時間、週40時間(44時間)を超えていないか。	☐	☐	☐	パート労働法 第6条第1項 事業主は、短時間労働者を雇い入れたときは、労働基準法第15条第1項に規定する省令で定める事項以外のものであって省令で定めるものを文書の交付等により明示しなければならない。
	⑤変形労働時間制を採用している場合、1週間あたりの労働時間は法定の範囲内となっているか。 ・1か月単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒就業規則の変更、労使協定の締結により採用する場合は労働基準監督署への届出が必要 ・1年単位の変形労働時間制を新規に採用する場合 ⇒労使協定の締結及び就業規則の変更、労働基準監督署への届出が必要	☐	☐	☐	労働基準法 第32条第1項 使用者は、労働者に、休憩時間を除き一週間について40時間を超えて、労働させてはならない。 同条第2項 使用者は、一週間の各日については、労働者に、休憩時間を除き一日について8時間を超えて労働させてはならない。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	⑥時間外及び休日労働に関する協定(36協定)を締結し、所轄労働基準監督署に届け出ているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第36条第1項 使用者は、労働組合または労働者の過半数を代表する者との書面による協定をし、労働基準監督署に届け出た場合においては、協定の定めるところによって労働時間を延長し、または休日に労働させることができる。
	⑦給与から法定外控除を行っている場合、賃金控除に関する協定(24協定)を締結しているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第24条第1項 賃金は、通貨で、直接労働者に、その全額を支払わなければならない。また、法令に別段の定めがある場合または当該事業場の労働者の過半数で組織する労働組合、労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者との書面による協定がある場合においては、賃金の一部を控除して支払うことができる。
	⑧年次有給休暇が適切に付与されているか。	☐	☐	☐	労働基準法 第39条第1項 使用者は、雇入れから起算して6か月継続勤務し、全所定労働日の8割以上出勤した労働者に対し、10日の有給休暇を与えなければならない。 (注) 週所定労働日が4日以下かつ週所定労働時間が30時間未満の労働者(パート労働者)についても、年次有給休暇の比例付与が必要。ただし、年間の勤務日が48日に満たない場合は不要。
	⑨就業規則は関係法令の改正に合わせて変更しているか。	☐	☐	☐	労働基準法施行規則 第49条第1項 使用者は、常時10人以上の労働者を使用するに至った場合においては、就業規則の届出を所轄労働基準監督署長にしなければならない。
	⑩労働契約や労働時間に応じ適切な賃金が支払われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(1)-第2-2-(1)-ア 労働基準法等関係法規は、遵守されているか。 保育士労働環境確保通知 記(1) 指導監査通知に掲げられた着眼点のうち、「労働基準法等関係法規は、遵守されているか」の確認を求めるものについては、保育士等の職員に対してその労働契約や労働時間に応じ適切な賃金が支払われているか等について、賃金台帳や雇用契約書等の労務関係書類も含め適切に確認することを意図するものであること。

事項	点検内容	点検結果			根拠法令等
		適	否	非該当	
【職員処遇】	⑪通勤・住宅手当等各種手当が規定され、適正に支払われているか。	☐	☐	☐	児童福祉行政監査通知 別紙1-2-(2)-第2-2-(1) 通勤・住宅手当等の各種手当が規定され、適正に支払われているか。
	⑫規程と実態は一致しているか。	☐	☐	☐	